

令和3年4月26日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

A L P S 処理水の海洋放出決定に関する
特別要望書

宮城県町村会

政府は、令和3年4月13日、東京電力福島第一原子力発電所の敷地内の多核種除去設備等処理水（以下、ALPS処理水という。）の処分方法を海洋放出とするなどの、ALPS処理水の処分に関する基本方針を決定した旨の報道がありました。

宮城県では、県議会においてALPS処理水を放出することに反対する意見書が2度にわたり採択されるとともに、宮城県漁業協同組合からも海洋放出反対の要望書が提出されております。こうした中で十分な説明がない今回の決定は、国民・県民の理解が得られている状況にあるとは受け止められません。

東日本大震災の発災から10年が経過し、本県においては、未曾有の大震災から立ち上がり、復興完遂に向けた歩みを着実に進めているところですが、この10年間は放射能汚染に対する風評被害からの闘いでもあり、本県水産業関係者等の苦しみは計り知れないものがありました。こうした中、関係者の努力により、漁業生産額や水産加工品出荷額に明るい兆しも見え始めておりますが、完全な払拭には至っておりません。水産業を基幹産業とする本県にとって、原発事故による風評被害のこれ以上の拡大を招く事態は断じて容認できないものであります。

つきましては、ALPS処理水の海洋放出の実施までは、2年程度かかる見込みとのことでありますので、それまでの間、下記事項について、国に対し全力で取り組むよう要望願います。

記

1 ALPS処理水の処分方法の継続的な検討

放出するトリチウムの量が最小限となる処分方法の開発及び研究に積極的に取り組むとともに、海洋放出以外の処分方法も含めて継続的に検討すること。

2 県民及び国際社会への正確な情報発信

海洋放出は、多核種除去設備で処理した上で、海水で薄めトリチウム濃度を国際的基準以下にした上で海洋放出することになっているが、基本方針等について、水産業関係者を始め県民が理解できるよう早急に丁寧な説明を行うこと。

また、国際社会に対しては、新たな風評被害の発端とならないよう、処分方法と安全性についての継続的な情報発信に努めること。

3 客観性・透明性の高いモニタリングの実施

風評被害の払拭に向けては、正確な情報を分かりやすく発信し、消費者等に対し現状等についての正しい理解を広めることが重要であることから、トリチウムに関する海域モニタリングを定期的の実施するとともに、科学的・客観的なモニタリング結果を国内外に公表すること。

4 風評被害が生じた場合の賠償

万全の対策を講じても、風評被害が発生し生産者や事業者に損害が生じる事態となった場合には、地域、賠償期間、業種を限定することなく、被害の実態に応じて十分な賠償を早急に行えるよう、原子力損害賠償のスキームに代わる新しい賠償方針を国が責任を持って策定すること。

宮城県町村会長 佐藤 仁